

令和5年9月1日
呉市教育委員会

「呉市立中学校におけるいじめ問題等事案に関する調査報告書」の調査結果を受けた再発防止策

1 はじめに

呉市教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）は、令和3年1月に呉市立中学校に在籍する生徒（当時中学校2年生）が列車に接触し、死亡した事案について、令和4年4月28日、呉市いじめ問題等調査委員会（以下「調査委員会」といいます。）に調査・報告を依頼しました。

本件については、令和5年6月29日（木）に、調査委員会から「呉市立中学校におけるいじめ問題等事案に関する調査報告書」（以下「調査報告書」といいます。）が提出されました。

調査報告書には、行為を受けた側の児童生徒が傷ついているかどうかに対し、敏感に観察・対応すること、指導の機会を逸しないようにすること、継続して一緒に取り組む姿勢を示すことが大切である等が示されています。

教育委員会としましては、このように調査報告書に記載されている学校の対応に係る問題点及び調査委員会からの意見を重く受け止め、今後、呉市において、児童生徒のかけがえのない命を守っていくために取り組んでいく内容についてまとめました。

呉市立学校（以下「学校」といいます。）及び教育委員会は、この再発防止策に、確実かつ継続的に取り組んでまいります。

2 再発防止に対する基本的な考え方

- (1) 学校及び教育委員会は、調査報告書をもとに各法令や指針及び通知に示された内容等を再確認し、再発防止策に確実に取り組む。
- (2) 教育委員会は、これまでの取組の検証を行い、適切な指導助言を行う。
- (3) 教育委員会は、学校の取組に対して、その実効性が確保できるよう支援する。
- (4) 学校は、これまでの取組の検証を行い、実効性が高まる組織・体制を整備する。
- (5) 学校は、校長のリーダーシップの下、研修を深め、教職員の資質能力の向上に努める。
- (6) 学校及び教育委員会は、再発防止の取組が確実に実行されているかの検証・点検を行う。

3 調査報告書で示された学校の対応の問題点に対する調査委員会の意見

- (1) 現在、法や条例における「いじめ」の概念は、広く設定され、行為を受けた側の児童生徒が傷ついているのかどうかを重要な判断要素としている。そうである以上は、児童生徒の行為態様だけではなく、行為を受けた側の児童生徒が傷ついているのかどうかに対し、敏感に観察・対応しなければならない。

例えば、現在使用しているいじめアンケート調査票において、行為態様の例のみ強調されているが、いじめの定義につき改めてわかりやすく説明されていることが望ましいであろう。

- (2) 本人が「大丈夫。」と言おうとも、「それはいじめの可能性がある。しっかり聞き取り対応する責任が先生にある。」と継続して一緒に取り組む姿勢があることを示すことが大切である。
- (3) LINEなどSNSを用いたコミュニケーションにおいては、メッセージ自体が短いことに加えて、スタンプや絵文字といったツールやブロックなどの機能を用いることによって、意図が正確に伝達されないことや誤解を招く可能性があることについて、改めて児童生徒に注意を喚起し、SNSなどの新しいコミュニケーションの在るべき利用方法や教育方法を学校において検討を進めるべきである。
- (4) 学校側においては、改めて、重大な事案に至る児童生徒の心理・兆候などを見逃さないよう、研修等により情報を共有し、学校内での相談しやすい環境を整え、あるいは学校外での種々の相談窓口の案内などを具体的に周知しておく必要がある。

4 問題点を踏まえた教育委員会の具体的な取組

学校は、いじめられた児童生徒の立場に徹底的に立ち、寄り添って対応することを基本とし、児童生徒が傷ついているのかどうかについてしっかりと観察し、ささいな変化に気付くこと、また、指導や介入の機会を逸することなく、継続して一緒に取り組む姿勢でいることが大切である。

学校及び教育委員会は、常にこの基本的な考え方方に立ち返り、一人一人の尊厳の大切さを心に据えて、調査報告書に示された内容を十分認識した上で、以下の取組を確実に実行することで再発防止につなげる。

(1) いじめの積極的認知に向けた取組

いじめに当たるか否かの判断に当たっては、当該行為を受けている児童生徒が現に心身の苦痛（傷つき）を感じているかという視点に立ち、いじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認して総合的に判断することを周知し、いじめの積極的な認知につなげる。

【取組の具体】

- ア 「いじめ対策に係る事例集（平成30年 文部科学省）」を活用するなどして、いじめの定義や認知について校内研修を実施し、いじめの積極的な認知につなげる。
- イ 学期に1度の「いじめアンケート調査」について、今後は、いじめの定義を分かりやすく示したアンケート用紙（教育委員会が作成）を使い、実施する。

(2) 児童生徒の状況把握や実態に応じた対応

個人面談や見守り、保護者連携等により、児童生徒の友人関係や精神面等に係る状況の把握に努め、校内で情報共有するとともに、組織的な対応につなげる。また、児童生徒や保護者が、それ以上の対応を望まない場合も、継続して一緒に取り組む姿勢があることを示していく。

【取組の具体】

- ア 悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見に向け、第5学年以上の児童生徒を対象として、夏季休業明けに、呉市スクールカウンセラーが作成した「こころとからだのアンケート」及び全員面談を実施して児童生徒の心身の状態を把握するとともに、専門家等との連携を図りながら適切な支援に努める。

イ 校内の生徒指導推進体制を整備し、児童生徒の状況把握や取組の方向性などに係る情報共有等を目的とした生徒指導部会や支援会議等を定期的に開催する。

(3) 情報モラル教育の充実

「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」である情報モラルについて、各教科等との関連も大切にしながら、ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動や、SNSとの正しい付き合い方等、インターネット上のトラブルを未然に防止するための取組を推進する。

【取組の具体】

ア ネットの特性や適切なコミュニケーション方法、情報のリスクなどの内容を盛り込んだ教材を配付し、情報モラルに係る授業等を実施する。

イ 教育委員会が、情報モラルを日常的に指導するための情報発信をする。

(4) 教育相談体制の再整備

子供のレジリエンス（心の回復力）の育成やSOSを出すことのできる子供の育成に向けた取組を実施するとともに、児童生徒が困っていることや助けてほしいことなど、何でも相談できる安全・安心な学校環境づくりに向けて、深い児童生徒理解を基盤とした教育相談体制を再整備する。

【取組の具体】

ア 教育委員会が作成した教職員向けリーフレットを活用し、「命を大切にする教育」について周知する。また、担任（T1）及びスクールカウンセラー（T2）による授業や、道徳科や体育、保健体育など、各教科の授業において、命を大切にする教育との関連を図った授業づくりを進める。

イ 9月10日から9月16日の1週間の自殺予防週間において、「教育長メッセージ」を発出するとともに、引き続き、児童生徒の目につきやすい場所に相談窓口のリーフレット等を掲示したり、各学校のホームページにも掲載したりするなどして、相談窓口を積極的に周知する。

ウ 学校通信、ホームページ、スクールカウンセラーだより等により、スクールカウンセラーの役割や仕事の内容、活動の様子等を、児童生徒や保護者等に周知することを通して、児童生徒がスクールカウンセラーや地域の相談機関等の存在を認識し、相談にアクセスしやすい環境を作ることにより、校内の教育相談体制のさらなる充実を図り、教職員と児童生徒及び保護者との信頼関係の構築を図る。